平成２３年（フ）第４１８７号
大阪府高槻市春日町９番45号
債務者　小西　有美
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２４８号
大阪市西成区鶴見橋１丁目９番５号
債務者　山田義博こと　車　　義博
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２５１号
大阪府寝屋川市清水町26番３号
債務者　渡辺　義広
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３５２号
大阪府大東市寺川４丁目９番11号
債務者　宮地　睦美
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３７８号
大阪市淀川区新高６丁目６番16号　コーポチマ203号
債務者　山藤　保浩
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３７９号
大阪市淀川区三津屋中２丁目１番19号　サンハイツ301号
債務者　山藤知恵里
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４６３号
大阪府摂津市浜町５番16―302号　第３摂津マンション
債務者　亀崎・今村こと　李　　慶子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４９７号
大阪府箕面市如意谷４丁目６番16―306号
債務者　矢野　　香（旧姓寺西）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５３３号
大阪府茨木市沢良宜東町11番Ａ―206号
債務者　坂本　磨美
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５５３号
大阪市平野区長吉川辺１丁目１番52号　リバーサイドハイツ401
債務者　赤松　　瞳
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６０９号
大阪市住之江区南港東１丁目７番69―1301号
債務者　上智勲こと　李　　功
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６３６号
大阪市城東区成育１丁目５番２号　東洋プラザ野江２―303号
債務者　黒川真由美
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６３７号
大阪府茨木市春日１丁目11番15号
債務者　杉本　知子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６６２号
大阪府高槻市萩之庄５丁目21番１号
債務者　黒田　文明
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６６３号
大阪市都島区都島北通２丁目７番７号、住民票上の住所大阪市中央区南船場１丁目３番16―703号
債務者　加藤　知子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６６７号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目20番23号　スタジオＬ．H3006
債務者　北村　春美
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６６９号
大阪府寝屋川市平池町35番20号
債務者　菊池希依子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６７０号
大阪府大東市赤井２丁目18番３号
債務者　西川　安子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部